



事業承継 M&A 廃業 検討中の経営者必読!



～会社を守り、未来につなぐ～

経営者が知っておくべき 自社株式の知識

3つ以上 がついたら **要注意!**

- 過去5年間株価を算定したことがない
(株価=資本金÷株式数ではありません!)
- 自社株式対策は、相続税だけ心配しておけば大丈夫だと思っている
- 株主の中には辞めた従業員・遠い親戚・昔の取引先など
最近連絡を取っていない人がいる
- 後継者に株式を1株も渡していない
- 引き継いでくれそうな後継者がいない**
- 兄弟平等に自社株式を渡している／渡すつもりだ
- 兄弟がいるが後継者だけに株式を毎年贈与している**
- 株主の中に高齢な人がいる
- 株主の中に後継者とあまり面識がない人がいる
- 株価は高額ではないので自社株式の問題とは無縁だ



品川区 商業・ものづくり課 中小企業支援係
〒141-0033 東京都品川区西品川1-28-3
TEL: 03-5498-6340 FAX: 03-5498-6338



事業承継センター株式会社
〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館518号室
TEL: 03-5408-5506 FAX: 03-5408-5507



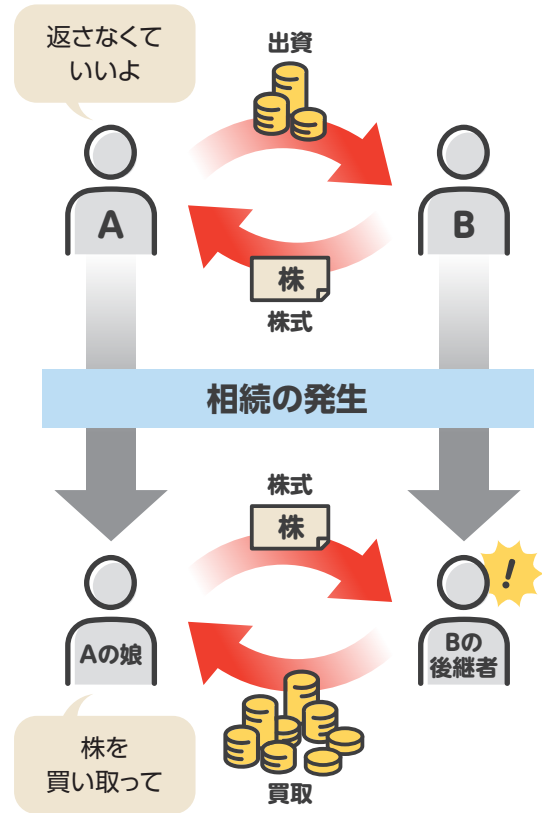
自社株式のトラブルで会社存続の危機!

分散株式 ここがコワイ!

かつて社長は事業が苦しかったときに、経営者の友人Aさんにお金を出してもらいました。「苦しい時は助け合おう」との言葉もあり、なんとか苦難を乗り越え、その後会社は順調に成長。後継者は、全株式を保有していないことが気がかりでしたが、特に支障もなかったので、社長の相続が発生しても何も手を打ちませんでした。

見知らぬ差出人から「株を買って!」

その後、Aさんの娘を名乗る人物から株を時価で買い取ってほしいという書面が届きました。取引の関係上、買取りを断ることもできず、多額の買い取り資金を準備しなければならなくなりました…



会社の未来のために慎重な判断を!

社長は資金を工面することだけを考えて、会社の経営権である株式を安易に他人に渡してしまいました。世代交代が進むと人間関係や会社の状況は変化します。僅かなら大丈夫と思っていても、会社が成長すれば株式の価値は高額になり、思わぬトラブルに発展してしまいます。

株式の権利の内容を知っておこう!

議決権比率	主な権利の内容
1/3超	特別決議を単独で阻止できる
50%超	普通決議を単独で成立できる
2/3以上	特別決議を単独で成立できる
90%以上	少数株主の有する株式の売り渡しを請求できる



特別決議では会社のほぼすべての議決を決定するよ!

経営者や後継者が**単独で2/3以上を保有**していることが望ましいんだね!





名義株式でM&Aができない!

とっても厄介! 名義株式

最近よく耳にするM&A。社内に後継者がおらず悩んでいた社長は、経営者仲間がM&Aに成功したと聞き、自分も仲介会社に相談してみることにしました。

事業の継続と従業員の雇用を守ってくれる買い手とマッチングがとんとん拍子で話が進み、うまくいくかと思われ、安堵したのもつかの間「名義株主の整理をしてくれなければM&Aの話は白紙に戻す」と言われてしまいました。

名義株式って?

名義の借用によって株主名簿上の株主(名義人)と本来の所有者が異なる株式のこと。

名義だけを借りたつもりが…思わぬ落とし穴

難しいことは顧問税理士に一任していた社長。

よくわからないまま、株主名簿の書換えの同意を求めて名義人宅に出向いたところ、「時価でなら売却する」と言われ、多額の買取資金を用意しなければならなくなりました…

名義株式 リスクチェック

- 配当を1回でも出したことがある
- 発起人が7人必要だった平成2年改正前商法時代に設立されている
- 株主総会に出席したことがある
- 出席はしていないが白紙委任状をもらったことがある
- 名義人とのつきあいが深いのは自分だけだ
- 名義を借りた経緯は自分しか知らない
- 口約束だけで当時の資料は何も残っていない



事業承継専門家派遣制度

事業承継の専門家が企業および事業者を個別訪問し、個々のお悩みをお伺いします。

- 日時** 早朝から夜間(土日含む)
- 場所** 事業所・区施設等など
- 対象者** 区内中小企業の経営者・後継者
- 費用** 無料
- 回数** 1事業者当たり3回まで
(M&A等第三者承継に関する相談は5回まで)
- 申込方法** 右記QRコードまたはWEBにて
※WEB申込が難しい場合は、表紙に記載の
事業承継センター株式会社にTELにて申してください。

QRコードからの
お申込みが便利です!



会社法を活用して自社株式の トラブルを防止する方法があります

種類株式を活用しよう!

名称	主な内容
取得条項付株式	会社が予め取得の条件をつけておくこと
配当優先 無議決権株式	議決権を与えず、 配当だけを行う
拒否権付株式 (黄金株)	たった1株で 株主総会の決議を拒否できる

会社法では全部で9種類の種類株式の定めがあります。



株式に色をつけるようなものか…自社に合うものはどれか専門家に聞いてみよう。

取得条項付 株式



株式を持つ従業員が退職するときは株式を手放し、会社に譲渡する、と取り決めた株式を付与する

トラブルを未然に防ぎ、
従業員のモチベーションアップ!

配当優先 無議決権株式



取引先と株式の持ち合いをしているときは議決権は与えず（株主総会決議には参加させず）、配当のみ付与する

自社の経営には口出しせず、
取引先との良好な関係は維持!

拒否権付株式 (黄金株)



少数株主から株式を買い集めるまでの間、後継者に黄金株を発行する

経営が不安定になるリスクを排除
後継者は安心して引き継げる!

品川区 事業承継ポータルサイト

「何から手をつけたらいいかわからない」「後継者を育てることができない」「事業承継の費用が心配」…

品川区では、このような悩みを抱える経営者や後継者向けのポータルサイトをオープンしました!

事業承継を円滑に進めるための役立つ情報や支援サービスが網羅されています。ぜひご活用ください!

6つの支援策

- 1 学び：セミナー・講座
- 2 成長：しながわ!後継者塾
- 3 発展：後継者塾Advanceコース
- 4 相談：専門家派遣制度
- 5 知る：事業承継特集冊子
- 6 お金：助成金・融資あっ旋制度